

第1回建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合

日 時：平成30年5月31日（木）9:59～11:52

場 所：厚生労働省5号館18階専用第22会議室

○縄田建設安全対策室長 おはようございます。定刻となりましたので、第1回「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」を開会いたします。

私は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課の縄田でございます。

初めに、報道関係者の皆様、傍聴の皆様にお願ひでございますけれども、この会議の撮影は冒頭のみとさせていただきます。改めて御案内しますが、それ以降の撮影は御遠慮ください。

それでは、開会に当たりまして、厚生労働省安全衛生部長の田中より御挨拶申し上げます。

○田中安全衛生部長 おはようございます。厚生労働省安全衛生部長の田中でございます。

本日は、第1回の「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」に御参集いただきまして、ありがとうございます。

建設業における労働災害は、長期的には減少しております。これは、長年にわたって建設業にかかわる方々が災害防止に大変熱心に取り組んでいただけてきた成果であると考えておりまして、本日、参集いただいた方々を含め、関係者の皆様に改めて御礼と敬意を表したいと思ひます。

しかしながら、建設業におきましては、近年においてもまだまだ多くの方が死傷されております。また、建設現場において、労働者と同様に作業している一人親方などの方々の死亡災害も多数発生しているところでございます。労働災害、一人親方の方の皆様の災害、いずれを見ましても、墜落・転落災害が最も多い状況でございます。労働災害では、死亡災害全体の4割以上を占めているところでございまして、建設業の労働災害の撲滅に向けて、墜落・転落災害の防止対策を充実強化させていくことは喫緊の課題でございます。

こうした中、昨年施行されました建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の附帯決議におきましては、墜落災害の撲滅を期するために実効ある対策を推進することが掲げられておりまして、同法に基づき、昨年閣議決定された基本計画においても、政府の取組事項として墜落・転落災害防止対策の充実強化が掲げられておりまして、本会合を参集するに至りました。

この実務者会合は、全体で本年度内に5回程度開催させていただきまして、結論を得たいと考えております。論点を絞りつつ議論を深めていくことになろうかと思ひますが、初回である今回は、事務局から基礎的な資料について説明をさせていただくとともに、参集

者の皆様に論点などについて御意見をいただければと考えております。参集者の皆様方には、墜落・転落災害の防止に向けて、法令改正も含め、どのような取組を進めるべきなのか、この実務者会合の場で御議論の上、一定の方向性を取りまとめていただきたく、よろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 続きまして、本実務者会合の参集者の方々を御紹介いたします。

最初に、日建リース工業株式会社技術安全本部長、遠藤様です。

○遠藤委員 遠藤でございます。よろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所研究推進・国際情報センター長の大幢様です。

○大幢委員 大幢です。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 有限会社小岸興業代表取締役の小岸様です。

○小岸委員 小岸です。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 株式会社岸田組代表取締役の岸田様です。

○岸田委員 岸田でございます。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 株式会社こみた建築代表取締役社長の込田様です。

○込田委員 込田です。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 全国仮設安全事業協同組合安全監理部長の杉森様です。

○杉森委員 杉森でございます。またよろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 関根建設株式会社取締役部長の関根様です。

○関根委員 関根です。どうぞよろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 仮設工業会技術部長の武石様です。

○武石委員 武石です。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 芝浦工業大学建築学部建築学科教授の蟹澤様です。

○蟹澤委員 蟹澤です。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 エスアールジータカミヤ株式会社執行役員開発本部副本部長の南雲様です。

○南雲委員 南雲でございます。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 鹿島建設株式会社安全環境部長の本多様です。

○本多委員 本多でございます。よろしく願いします。

○縄田建設安全対策室長 ミサワホーム株式会社設計施工統括部施工技術課参事の宗像様です。

○宗像委員 宗像でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 西松建設株式会社安全環境品質本部安全部長の最川様です。

○最川委員 最川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 建設業労働災害防止協会技術管理部長の本山様です。

○本山委員 本山でございます。よろしく願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 また、本日、国土交通省から2名の方にオブザーバーとして御参席いただいております。

国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐の川尻様です。

○国交省川尻補佐 川尻です。よろしくお願いします。

○縄田建設安全対策室長 同じく国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室企画専門官の麓様です。

○国交省麓専門官 麓でございます。どうぞよろしくお願いします。

○縄田建設安全対策室長 続いて、事務局を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げた安全衛生部長の田中です。

○田中安全衛生部長 よろしくお願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 安全衛生部安全課長の井上です。

○井上安全課長 よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 それから、私、建設安全対策室長の縄田です。

隣にいるのが建設安全対策室の審査官をやっています東です。

○東技術審査官 東でございます。よろしくお願いします。

○縄田建設安全対策室長 報道関係者の皆様、傍聴の皆様、これ以降の撮影は御遠慮いただきたいと思ひます。よろしくお願いします。

(カメラ撮影終了)

○縄田建設安全対策室長 それから、議事に入る前に本日の配付資料の確認をお願いいたします。

議事次第をお配りしておりますけれども、この議事次第の次に、資料1から5として5点、入れてございます。資料の名称については、議事次第に書いてございます。御確認いただければと思ひます。

それから、参考資料として参考資料1から8まで8点、おつけしてございます。読みあげていくと時間がかかるので、参考資料1から8まで欠落等がないかどうか、適宜御確認いただければと思ひます。漏れ等がございましたら、教えていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に沿いまして、議事次第の3「座長選出」に移りたいと思ひます。

我々事務局としましては、蟹澤先生に座長をお願いしたいと思っておりますけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○縄田建設安全対策室長 ありがとうございます。

それでは、以降は蟹澤先生に進行をお願いしたいと思ひます。蟹澤先生、よろしくお願いいたします。

○蟹澤座長 今、座長に選出していただきました蟹澤と申します。改めまして、よろしくお願いいたします。

先ほど田中部長からお話もありましたけれども、この会合は、建設業の中でも最も重要な安全確保、特に働く技能者・職人の皆さんのより一層の安全強化のための実務者会合でございます。ですから、1年という短い期間ですけれども、この中で具体的な方策を導き出したいということだと思いますので、いろいろなお立場でここに皆さん、いらっしやっているとと思いますが、建設職人・技能者の問題というのは建設業全体の問題ですので、そういう広い視座からさまざまな御意見を頂戴して、最終的にはすばらしい、他産業の見本になるような取りまとめをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特に、本日は論点の整理です。非常に短い、限られた期間で具体的な何らかを形にしなければいけないということですので、ぜひそういう観点から本日は御協力をよろしく願いいたします。

それでは、具体的な議題に入ります前に、これも重要なポイントですので、まず事務局からこの会合の開催要綱、設置の背景等について御説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○東技術審査官 それでは、要綱等の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1について、ご覧いただければと思います。本実務者会合の開催要綱でございます。

開催の趣旨については、こちらの1にあるとおりでございます。建設業の墜落・転落災害は、長期的には減少してきております。この背景としては、足場からの墜落防止措置に関する法令の強化、あるいは「より安全な措置」等の普及促進といった取組による一定の効果があつたものと考えられるところでございます。

なお、参考資料5から7で、足場からの墜落防止対策に関しての過去の検討会の概要などについて、付けているところでございます。説明はいたしません、こちらに基づいて、これまで労働安全衛生規則の改正とか各種ガイドライン、要綱等の策定といった対応をとってきたところでございます。しかしながら、冒頭、部長挨拶にもありましたとおり、建設工場の現場においては、今なお墜落・転落による災害が最も多いという状況でございます。実効性のある防止対策を講ずることが急務となっているところでございます。

このようなことから、近年の災害の発生状況ですとか足場にかかる墜落防止措置の状況を分析・評価した上で、一層の充実強化を図るために、労働安全衛生法令の改正も視野に必要な方策について検討するものということで、本件実務者会合を設置したというものでございます。

また、この資料1の「1 趣旨」の箇所にも関係する記載がございますが、昨年施行されました建設工事従事者の安全及び健康確保の推進に関する法律、建設職人基本法ですとか、同法に基づいて昨年6月に閣議決定された基本計画も、この本会合の設置と関係しているところでございます。

こちらについて、参考資料8のペーパーをご覧いただければと思います。こちらのペーパー、表側が法律の概要となっております。

左上の目的のところにございますけれども、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、建設業の健全な発展に資することを本法の目的としているところにございます。この法律に基づきまして、国は建設工事従事者の安全・健康の確保に関する施策を総合的に策定・実施するわけにございますが、そのためにこのペーパーの右上のほうにございます基本計画を策定することとされております。

また、法律に関して、本日、このペーパーにはございませませんが、この法律の審議に当たって衆参の国土交通委員会において附帯決議がなされておりました、その中では、本法の趣旨に基づき、建設労働災害の4割程度を占める墜落災害の撲滅を期すために、制度の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある対策を推進することですとか、建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ることといった規定もあるところにございます。

また、こちらの参考資料8の裏側をご覧いただければと思いますが、こちらについては、先ほど申し上げました国が実施する施策の基本計画の概要ということになっております。

この中では、右下のほうになります、墜落・転落災害の防止対策の充実強化ということを掲げております。1つとしては、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図ること。それから、足場からの墜落・転落災害については、「より安全な措置」等の一層の普及促進のため、実効性のある対策を講ずること。それから、災害の発生状況、関連施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について調査検討を行った上で、速やかに実効性のある対策を講ずることといったことが、この基本計画の中で記載されているところにございます。こうした背景も受けて、本会合が開催されるものにございます。

資料1に戻っていただきまして、「2 検討事項」につきましては、災害の発生状況を踏まえて、足場等からの墜落・転落防止対策（「より安全な措置」等を含む）のあり方ですとか、屋根等の端からの墜落・転落防止対策のあり方についてということを掲げております。

それから、3以降につきましては、こちらの資料にあるとおりにございます。

以上になります。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

御質問等については、後ほど議論の時間がございますので、そこでいただくことにしたいと思います。

それでは、議題1「墜落・転落災害の発生状況について」、事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○東技術審査官 それでは、引き続き説明させていただきます。

墜落・転落災害の発生状況についてということで、資料2及び資料3について御説明したいと思いますので、資料2からまずご覧いただければと思います。こちらは、建設業に

おける労働災害の発生状況でございます。表側については死亡災害、裏側については休業4日以上死傷災害について、まとめているものでございます。

墜落・転落にかかわらず、建設業全体で見たときに、表面のほうにあります死亡災害については、長期的にはここにもありますとおり、平成15年から比べても全体的に減少傾向が見られるところではあります。残念ながら平成29年については323名の死亡災害ということで、平成28年に比べて29人、約10%の増加に転じているところでございます。

災害の種類・型別で見たときには、右下の円グラフになりますけれども、墜落・転落災害については135人ということで、約42%となっております。全体に占める割合、40%を超えることは、近年、ほぼ横ばいで、この割合については推移しているところでございます。

裏側、死傷災害について見ていただければと思いますが、こちらについても長期的には減少しているところでございます。平成29年については1万5,129人ということで、平成28年に比べ、こちら0.5%、71人ではあります。増加に転じているところでございます。また、こちら型別で見たときには墜落・転落災害、全体の中で約34%ということで、最も多くなっているところでございます。

続いて、資料3をご覧ください。平成27年、平成28年の2年間で発生しました建設業の墜落・転落による死亡労働災害262件について分析したものでございます。

1ページ目についてですが、墜落・転落災害と一口で言っても実に様々なパターンがあるところでございまして、類似のものをまとめさせていただいて整理したものとなっております。大きくは、左から、設置されている又は組立・解体中の足場に関連する災害、屋根・屋上・床上からの災害、はり・けた等からの災害、その他と分けさせていただきました。このうち、屋根・屋上・床上からというものと、はり・けた等からのものの違いは、前者については、いわゆる作業床があると考えられる、作業床の端から墜落したと考えられるもの。それから、後者については、そもそも作業床がない場所での作業中の災害ということで分けさせていただいたものでございます。

左から、足場に関するものが50件、屋根・屋上・床上からが87件、はり・けた等からが25件、その他が100件となっております。また、一番左の、設置されている又は組立・解体中の足場に関連するものに関しては、足場の種類ごとで見たときに、本足場が19件、一側足場については12件、つり足場が6件、その他の足場については13件となっております。

左から2列目、屋根・屋上・床上からについては、まずは屋根等の端からのものが31件でございます。これは、住宅の屋根工事、瓦の葺き替えですとか、2階部分の外壁工事等で屋根の端から墜落したといったケースが多いところでございます。それから、工場、倉庫等のスレート屋根等の踏み抜きといったもの。それから、開口部からのもの。この開口部からのものというのは、屋根・屋上の構造物のもともとの形状での開口部からの墜落ですとか、解体工事などでの1階から吹き抜けでつくられた開口部からの墜落といったものが多いところでございます。それから、屋上等の端については、例えば屋上で防水シート

の設置作業を後ろ向きで進めていったときに、そのまま屋上の端から落ちてしまったというものが入っているところがございます。

右から2つ目の列に行きまして、はり・けた等からというのは、主に住宅の建方作業時におけるはりからの墜落でございます。

それから、一番右には、これまでのいずれにも入らない、その他のものということで分類しているということがございます。

2ページ目については、足場の関係の50件のうち、本足場の関係のものと同側足場に関するものについて、作業中にどこから墜落したのかという分類になります。

本足場については、組立・解体中の災害が10件、そのうち最上層からのものが、倒壊した事案も含めて9件、そのうち外側からのものが6件となっているということがございます。それから、通常作業中のものが、外側からが4件、内側、躯体とのすき間からが3件等となっております。

右側のほうに行きまして、一側足場に関するものについては12件ございまして、通常作業中の内側、躯体とのすき間からのものが5件、外側からが4件、組立・解体中のものが2件という状況になっているということがございます。

3ページ目以降については、総計の262件、それから、今、分類しましたそれぞれのケースについて、墜落箇所の高さとか法違反の観点、年齢等の観点から統計をとったものとなります。

まず、3ページについてご覧いただければと思います。合計262件のものについてでございます。

特徴的なものを挙げさせてもらいますと、墜落箇所の高さ、左上の円グラフになります。2m～5m、5m～10mのものがそれぞれ約3割となっている。

それから、その下に行きまして、年齢で見ると、50歳以上の方が60%を占めている。50～59歳が20%、60代が30%、70代が10%となっております。

それから、5ページ目以降については、年齢と経験年数とか、業種と所属する事業場(店社)規模ですとか、業種と墜落箇所の高さについて、それぞれのクロスで挙げさせていただいているところになります。ちょっと細かい話になるので、ここについては省略させていただきます。

続きまして、6ページ目以降に関しましては、足場に関する災害の50件のものについてでございます。

特徴としては、まず墜落箇所の高さについては、先ほどの262件のものと比べますと、10m以上の比較的高い場所の割合が若干高くなっているということ。

それから、年齢については、29歳までの比較的若い層も一定程度あるというところがございます。

それから、1枚進んでいただいて、7ページ目の下の表については、災害発生状況の分類ということ。墜落箇所、右から2つ目の分類になりますけれども、こちらについて

は、本足場については外側からのものが多い、一側足場については内側・外側、ほぼ同数となっている。

それから、内側、躯体側に墜落したものに関しては、一番右側になりますが、躯体とのすき間があるものが目立つところでございます。

それから、8ページ目には、こちらには足場の種類ごと、それから作業内容ごとの、それぞれ墜落発生時の墜落防止措置の状況を掲げています。一番右側になりますが、結果として、安全帯の使用がなかったというものがほとんどでございます。

それから、作業中のものに関しましては、本足場、一側足場とも墜落した側での足場用墜落防止設備の設置状況が、安全帯の使用の横に書いてありますが、こちらについては、手すり、中さん等の措置が不十分だったものが目立っているというところでございます。

続きまして、9ページ以降が屋根・屋上・床上からの墜落に関するものでございます。

高さとしては、2m～5mのもの、これは大体1階の屋根上からのものが多いのではないかと思います。それから、5m～10mのもの、これは2階の屋根上からのものが多いのかと思いますけれども、この2つが非常に多いというところ。

それから、法違反に関して、右側の(2)になりますが、基本的なところで519条の違反というのが約3分の2を占めているということなど、何ら対策がとられていないのではないかと考えられるものが多いということ。

あと、年齢別に見たときには、高齢者の層が特に多くなっているということ。

それから、次の10ページ目の話になりますが、事業場の規模で見たときに零細・小規模事業場が多いということが言えるかと考えております。

それから、続いて申しわけありませんが、11ページ目以降については、はり・けた等からの災害についてでございます。作業床のない箇所での墜落ということになります。

特徴としては、墜落箇所の高さについては、比較的低いところが多いということ。

法違反として、518条の違反。これは、作業床の設置ということが定められているものになりますが、こちらが3分の2程度を占めているということでございます。

それから、こちらも比較的高齢者が多いということ。

それから、事業場の業種・規模別で見たときには、木建の工事業者で中小規模が比較的多いということが言えるかと考えております。

それから、13ページ目以降については、その他の墜落災害についてということになっております。こちらについては、先ほどの資料3の1ページ目の一番右側になりますけれども、脚立とかはしごからのもの、あるいは擁壁や鉄塔といった構造物からのもの。それから、建設機械等からのものなど、ここまでのいずれにも入らないものをまとめてしておりますので、説明については割愛させていただきます。

また、資料3の別紙として別紙1と別紙2をつけております。足場に関係する災害ということで、集計・統計作業等をしました50件全数について、別紙1で事例ということで簡単にまとめさせてもらっています。

それから、別紙2としては、屋根・屋上・床上からの災害のものの全数について簡単に事例をまとめさせていただいているものとなっております。

資料2及び資料3の関係、災害の発生状況についての説明は以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの災害発生状況の御説明についての御質問が何かありましたら、ここで時間をとりたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、論点等に関しましては、後ほど議論の時間を設けておりますので、ここでは今の事故の状況についての御意見、御質問に限って、よろしくお願いたします。挙手をして、ボタンを押して御発言ください。よろしくお願いたします。

何か補足とか、よろしいでしょうか。本山委員とか、大丈夫ですか。

○本山委員 なかなかよくまとまっていると思います。

○蟹澤座長 では、最川委員、お願いたします。

○最川委員 11ページのはり・けた等からのものの25件の分析ですが、この中で法違反の518条の作業床の設置等の20件があるのですけれども、この20件というのは作業床がないということじゃなくて、作業床がない場合に安全帯を使用していなかったということも含まれるということよろしいですか。

○東技術審査官 そうです。第1項で、足場を組立てる等により作業床を設けることとあり、それができるところであれば、当然その違反ということになります。それができないところについては、第2項で、たしか安全帯の話、それから防網の話等が出ていたかと思えます。その辺の措置トータルで考えるということ結構です。

○最川委員 全部含まれての結果ということで、了解しました。

○蟹澤座長 ほか、よろしいでしょうか。

私も拝見いたしまして、印象的に思ったのは、厚労省で言うところの木建、国交省で言うところの町場の事故がかなり多い。かつ、安全帯をしていないとか足場がないとかという状況の事故が、数値を見ると結構あるなということが印象に残りました。その辺も含めて、また後ほどの重要度にもかかわる重要なデータだと思えますので、皆様、この数値を頭に置いた上での議論をお願いたします。

それでは、時間を後ほどゆっくりとりたいので、議題2の「足場からの墜落防止措置に関する実施状況について」、事務局から御説明をお願いたします。

○東技術審査官 引き続きして、足場からの墜落防止措置に関する実施状況についてということで、資料4に基づいて説明させていただきたいと思えます。資料4をご覧くださいければと思えます。

こちらについては、平成29年12月から平成30年1月にかけて、全国の労働基準監督署の職員が建設現場に指導等に行った際に、組み立て等が行われている、または設置され通常使用されている高さ2 m以上の本足場及び一側足場を対象に、その措置状況について確認・把握したものをまとめさせていただいた資料となっております。

まず最初に、本足場について数ページまとめております。本足場については、2,476件のものについてまとめております。1ページ目、2ページ目については、工事の種別とか発注者別、それから足場の種類等の属性をまとめたものになっております。

基本的にはここにあるとおりでございます。見ていただければと思いますけれども、1点、1ページ目の右下の足場の種類について見ていただければと思います。こちらは、わく組足場が1,307件（53%）、くさび緊結式足場による本足場が1,020件の41%となっております。こちらは、本日の資料には載せていませんが、前回、平成27年に同様の調査を行った際と比べまして、発注者別とか工事種別の比率というのは、そのときとほぼ同様のものなのですけれども、くさび緊結式足場による本足場がその際には34%でした。傾向として、この部分については伸びているということが言えるのかなと感じております。

続いて、措置状況についての結果でございます。3ページ目以降について見ていきたいと思っております。3ページについては、墜落防止措置の状況について記載しています。上の2つのグラフは、労働安全衛生規則に基づく措置状況についてでございます。左側が安衛則第563条第1項第2号のハというもの。これは、床材と建地のすき間が12cm未満という規定でございますが、この規定に関する措置状況についてでございます。資料では、563条1項2号に基づく措置に限るとしか書いていなくて申しわけないのですが、2号のハになります。

右側については、第563条第1項第3号のイ、ロというところ。わく組足場については、交差筋交いプラス下さん、もしくは幅木の設置。それから、わく組足場以外の足場については、手すり及び中さんを設置するという規定に関する措置状況となっております。

それから、3ページ目の下のグラフ2つについては、要綱にございます、「より安全な措置」等に基づく措置の実施ということでございます。

左側が、わく組足場に関してのもの。これは、上さんの設置ですとか、あるいは下さんにかえて幅木の設置といったことを掲げていますが、そちらの措置の実施状況についてということ。

それから、右側については、わく組足場以外の足場における幅木の設置といったことが「より安全な措置」等のところで掲げられておりますが、そういったものについての措置ということでございます。

見ていただければと思いますが、上の2つについては法令事項ということになっております。本来、100になっていただきたいところではございますけれども、このような状況になっております。

下側の「より安全な措置」の状況を見ると、法令事項のものと比べると、取組状況についても落ちるところもございまして、発注者間での差が見られると思っております。

それから、4ページ目について見ますと、上側については、「より安全な措置」等の中にもございます、手すり先行工法の採用状況について、左側は発注者別、右側は工事の種別ごとで数値をとったものでございます。発注者別、工事種別ごとについてはここにある

とおりの差が生じているところがございます。

一方で、右下の折れ線グラフは経年的な推移について示しているところがございます。全体についても、民間工事についても、この手すり先行工法の採用状況について、着実に上昇しているということが言えるのではないかと思います。

それから、左下のグラフについては、順番が行ったり来たりで申しわけありませんが、先ほどの3ページの「より安全な措置」の取組状況、左側がわく組足場、右側がわく組足場以外の足場についてのものになりますが、それについての経年推移でございます。若干ではございますが、上昇が見てとれるかなと思っております。

それから、5ページ目が足場の点検の実施状況でございます。

上の2つのグラフが、安衛則第567条第1項、それから第2項に基づく点検を実施したか否かというグラフでございます。なお、左側の第1項に関する点検については、足場上で作業を行う場合における、その日の作業を開始する前の点検ということの規定しておりますし、右側の第2項に関する点検については、足場の組立、一部解体、変更後などにおいて足場の作業を開始する前における点検となっております。

なお、確認に当たっては、現場で足場を使用して作業を行っている事業者の中から1者を選択して、確認しているところがございます。

下の2つのグラフにつきましては、567条第2項の点検に関して、この点検実施者について調べたものがございます。点検の実施者がどのような方かということ。それから、右側については、その点検に当たって、チェックリストの活用状況がどうだったかということ。これは、いずれも「より安全な措置」等での規定に基づく取組の実施状況を記載したものととなっております。実施者については、「より安全な措置」等に基づく取組については5割前後、チェックリストの活用については7割前後の取組状況となっております。発注者間でのばらつきも見られるところがございます。

それから、6ページ目については、5ページ目で説明しました点検に関する「より安全な措置」等に関する取組状況について、それぞれ点検の実施者のところ、チェックリストの活用についての経年的推移を示したグラフになっております。右側のチェックリストの活用については、徐々にとはいえ、伸びているものの、左側、点検実施者については、ほぼ横ばいの状況になっていることがわかるかと思います。

本足場については以上でございまして、7ページ目以降は一側足場についての結果ということになっております。全体で確認対象99件ということで、本足場は2,400件ぐらいありましたので、それと比べるとかなり少ないところではございますけれども、一定の傾向は見てくるかと思えます。

7ページ目には、基本的な属性ですとか、右下のグラフについては、本足場を採用しなかった理由についても、簡単ではございますが、聞いているところがございます。これについて見ると、敷地の狭さによるものが約3分の2を占めている一方で、経費的な理由も答えとしてあったというところがございます。

それから、8ページ目については、墜落防止措置の状況についてまとめているものがございます。本足場については、労働安全衛生規則第563条に規定があるものの、一側足場が除外されているもの、法令上の措置義務はないものについてでございます。

左上、作業床の幅については、本足場では規定上、40cm以上となっているものがございます。今回、この調査に当たって、実は30cm未満、30cm以上50cm未満という問い方をしてしまっておりますので、本足場の40cm以上というものと1対1で対応するものの把握は、厳密に言えばできないところがございますけれども、実際問題、作業床の幅については、作業床の製品としては、24cmとか40cm規格品のものが多いかと思っておりますので、その組み合わせなどを考えると、40cm以上となるものが多いのではないかとこちらでは考えています。

また、いずれも一側足場ですので、外側だけということになるかと思いますが、手すりについてはほぼ全て、中さんについては60%程度で措置がなされているところがございます。

それから、9ページ目は、点検の実施状況について情報を入れているものがございます。

簡単ですが、以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの墜落防止措置に関する実施状況について御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○本山委員 資料4の8ページの一側足場の作業床の幅ですけれども、作業床を設置していないものは、この30cm未満に入るということでよろしいですか。

○東技術審査官 そうです。

○蟹澤座長 どうぞ。

○大幢委員 同じく資料4の9ページとか5ページに、教育を受けた作業主任者等と職長等とあるのですが、教育を受けた作業主任者等の中にも職長がいると思います。教育を受けた職長は教育を受けた作業主任者等の中に含まれ、教育を受けていない人が職長等に含まれるのですか。

○東技術審査官 そういう理解をしていただければと思います。教育を受けた作業主任者等のほかには、「より安全な措置」にたしか4項目か5項目提示されていたかと思います。そういった方が入っています。

○蟹澤座長 どうぞ。

○小岸委員 8ページですけれども、今、話した30cm以上50cm未満ということは、一側足場にする必要がない幅だと思うのです。多分、40cm、50cmの踏み板を引いていると思うので、この幅の中におさまっていると思うのですけれども、それを法令から逃げるためにわざわざ一側足場にしているのではないかなと感じるのですけれどもね。

○東技術審査官 そこまでの原因というのは、法令を逃げるためかどうかについては確認できていないところですが、おっしゃられるとおり、ある程度の大きさになれば本

足場ができるのではないかということは考え方としてはあろうかと。

○小岸委員 この幅で足場が組めるなら、本足場にも必ずできる規格になっているので、それをただ単に逃れているだけじゃないかなと感じただけの意見でした。

○蟹澤座長 一側足場の問題はありますので、後ほどの論点の中でどういう位置づけにするかというところで、また御発言いただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、一番時間をとりたい議題が次の3の「論点について」でございますので、これについて、まず事務局から作成された素案の御説明をよろしく願いいたします。

○東技術審査官 事務局でございます。

論点についてということで、こちらについては、本日のこの会議において、ここまで話しました基本的な状況なども踏まえて、皆様から論点等について御意見いただきたいと考えておりますが、まずは事務局として、災害発生状況ですとか、「より安全な措置」等を含む足場からの墜落防止措置の状況なども踏まえて、論点として考えられるのではないかとこのものを素案という形で出ささせていただいております。資料5になります。こちらをご覧くださいければと思います。

まず、全体的な話としまして、建設業の死亡労働災害における、墜落・転落災害の発生状況を見ますと、災害の特徴で区分しますと、「足場に関するもの」とか「屋根・屋上・床上等からのもの」で半数以上を占めておりますので、これらの対策をこの墜落・転落災害の防止対策として優先的に検討すべきではないかと考えておりますというのが1つでございます。

続いて、このうち足場に関する災害防止対策として、まずは労働安全衛生規則第563条に定める「足場用墜落防止設備」、これは手すりとか中さんといったものです。あるいは、作業床の幅といったものに関して規定している、この563条の規定に関して、一側足場についても、原則として、本足場等と同程度の措置を求める必要があるのではないかとこのことを考えております。

冒頭お話ししましたとおり、本足場に関しての墜落防止設備等については、近年、省令改正もなされてきたところでございまして、この部分について一層の対策の強化を図る、あるいは検討していく上では、563条の中で対象外となっております一側足場についても、このままでよいのか、ある程度あわせていくことも必要ではないかというところを考えたものでございます。

また、「足場からの墜落・転落災害防止対策推進要綱」で示します、「より安全な措置」等についてでございますが、各措置の効果等を踏まえて、現状としては要綱という形、「より安全な措置」等という形での普及促進を図ってきたところでございます。これまで取り組んできたところの結果については、実施状況という形で先ほど説明させていただいたとおりでございます。この状況について、どのように考えるか、評価するかということ。そ

れから、これをさらに一層普及を図っていく上で、どういう方策をとっていくべきなのか、考えられるのかということについてでございます。

次に、屋根・屋上・床上等からの災害防止対策についてということでございます。対策ということで、ハード面とソフト面に分けさせていただいておりますが、正直、ハード面については、新たな対策を打ち出すことはなかなか難しいのではないかと考えていますが、何か取り組めることがあるかどうかということ。

一方、このような災害について、先ほど災害発生状況のところでも説明いたしましたが、何ら対策がとられていない。危険の認識がなされていないのではないかと感じられるところもでございます。こうしたことから、教育面とか作業主任者、作業計画といった管理面での対策というものが何か考えられないかといったところでございます。

最後に、その他として、足場に関する規定・規格等に関して、現状と合わないものがないかといった観点でございます。もともと数十年前につくられた規定も多々あるところでございますが、例えば日本人の体格等の変化から、足場の1層当たりの高さといったものも実態として変わってきているところがあるかと思えます。そういう観点で、実態に合わせたほうがよい規定もあるのかなと考えまして、この辺、委員の皆様方も、主な検討事項にはならないかもしれませんが、この際、取り組んでおく必要があるのではないかと考えまして、入れさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ここまで予定より早く進んでおりますので、本日の大事な、この論点の整理について、比較的十分な時間がとれそうです。本日は第1回目ということで、皆様から自由に御意見をいただこうと考えております。

まず、建設業における墜落・転落災害をなくすために、どのような対策を講じていく必要があるかということで、今、ハード・ソフト、いろいろな整理が示されましたけれども、また冒頭、田中部長からもお話がありましたけれども、お題目だけじゃなくて、回数が限られている中で具体的に決めていく必要があるということです。よろしく願いいたします。

まず、事務局からたたき台を御提示いただきましたので、これに対する御意見をいただいて、その後、時間がありましたら、皆さん、もしそれ以外のことをお持ちでしたら、そういったことも含めて御意見いただきたいと思えます。時間は比較的十分あるのですけれども、この会場や委員の皆様のご都合で、予定時間の12時にはきちんと終わる必要がありますので、今から約1時間は十分にありますので、その範囲内で意見交換をさせていただきたいと思えます。御意見をおっしゃる場合には、挙手をしていただいて、記録の関係もありますので、マイクのスイッチを入れてお話しいただきたいと思えます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

では、込田委員、お願いします。

○込田委員 一番先に、問題がありそうな戸建ての零細の工務店の代表ということで。

まず、言われている安全帯の使用については、零細の工務店はほぼゼロに近いのではないかという気がしています。ただ、工務店として用意していないかという、一応用意はしてあるのだけれども、使うような指示がまだ徹底されていないのが現状で、現場での使用はほぼないのかなという気がしています。

それから、本足場か一側足場かという、住宅の中で見ていきますと、隣地境界と柱しんで、いいところ700 mmぐらいの離れになるので、本足場はちょっと難しい。ただ、全周がそうというわけではなくて、一部、正面のほうは車を置くスペース等があるので、十分なスペースはあるのでしょうけれども、つくるものとしては一側足場で全周やっているのではないかという気がしています。

それから、足場を組み立てるといのはほぼリースでやっているの、新築の案件については、つくられた当時はきちんとできているのですね。しかしながら、作業をやっていくうちに、大工さんとか板金屋さんとか、いろいろな人たちが、この手すり、邪魔だよねというので一部外すことがあって、その復旧がきちんとなされていないところも、我々の中には問題があると認識しています。

では、足場の作業主任者という、大工さんに関しては作業主任者を取ろうということには言っていますけれども、ほかの職種についてまで周知しているかという、そういうことは余りない。ですので、板金屋さんとかが外されたのを、また現場の大工さん、監督さんが復旧するかという、零細のところはそこまで目が通っていないのかなという気がしています。

もう一点ですけれども、すき間の問題です。材料を持ち込むのに、本来、30cm未満がいいと思っているのですが、外壁面に張る外壁材とか、その下に張る合板みたいなもので、90cm幅の3 mのものを持ち込もうするときに、現実的に30cmだと角が回れない。一部40cmぐらいというのも現実としてはあるのではないかと思っているので、わかっているけれども、実務上、ちょっと難しいというところもあるように思っています。

それから、今、住宅の足場で私が特に思うのは、壁つなぎが非常におかしいという言い方は悪いのですが、住宅の場合は圧縮の壁なので、仕上がった材料にきちんと圧縮材を取りつけない部分があって、完成に近づくほど揺れるのです。私も上がってみて、怖いと思うところがあるのですが、現実的にはそういうことが起こっていると思っていますので、どういう壁つなぎをとればいいのかというのも気になっています。

もう一点、作業主任者。私、作業主任者を取ったのは多分昭和54～55年です。それから、再教育はない。でも、資格はずっと持っているのです。足場の種類とかやり方が大分変わっているので、そういう再教育という部分も何か考えたほうがいいのではないかという気はしています。

以上、簡単に今、思ったことです。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

具体的な数値等に対する御提案もありましたが、座長からも何点か整理して事務局にお伺いしたいのですけれども、1つ目は安全帯問題。今度、規則の改正がありまして、フルハーネス化というのと、今の胴ベルトを安全帯とは呼ばなくなるというのがありますけれども、その辺は今回の議論の中で含まれるか含まれないか、位置づけがどうなのかというのが1点目です。

それから、2点目は、今回、主に「より安全な措置」に関する検討ということになりますけれども、今、特に木建・町場の実態として、現状、ある規則がほとんど守られていないという問題があるわけですが、例えば安全帯をしていないとか、私の認識だとヘルメットもかぶっていないかというわけですが、いかがでしょうか。

そちらの問題について、先ほどの論点の整理では、より安全なものとか足場の端部に関して、教育とかソフト面はどうかという話がありましたけれども、今の3番目の資格の再教育のことも含めて、そもそもの安全についての認識が行き渡っていないということとか。違反というよりは、不認識といいますか、認知されていないという問題については、この委員会の中でどう扱っていくかということについて、事務局からのお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○縄田建設安全対策室長 先生から最初にあったハーネスのことですけれども、先般、審議会で諮問いたしまして、安全帯については原則ハーネスにするということについて御了承いただきまして、6月中には政省令の改正を公布することにしております。

その中で、教育については、このハーネスを新たに定める特別教育の対象者については、作業床がない2m以上のところで作業する方で、かつハーネスを着用する方ということに限定しています。したがって、今回、教育の対象となるのは、梁上や電柱での作業を行う方々で、大工さんなど足場の上で作業する方は新たな教育の対象になるということにはならないのかなと考えております。

○東技術審査官 それから、2つ目の木建等の工事事業者、特に中小・零細事業者への対応ということについてですけれども、この論点、我々のほうで考えた素案の屋根・屋上・床上等からのものの2つ目でソフト面の対策と書かせていただいております。屋根、屋上・床上とかの話ということで、足場からのものということではないところで書かせていただいております。全体的にかかる話だと思っていただければと思います。

ただ、議論していくに当たって、最終的な結論として、法令改正を伴うもの、伴わないもの、いろいろあるかと思えます。伴うものとなると、回数も限られているので、本当に必要なところに絞っていくというところはあるのかなと。それ以外の我々の活動等というところについても、議論として除外する話ではありませんので、取組としてやっていかなければいけないというのはあるかと思えます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

最後に問題提起のあった資格試験の再講習という問題については、もしかしたら、この中での教育の話とか、途中で外されてしまうという点検のあり方とか、その辺の議論にも

含まれるのではないかと思います。

どうぞ。

○込田委員 先ほどちょっと言い忘れたのですけれども、新築案件とリフォーム案件というものがあって、新築のほうは、足場は割といいかなと思うのですけれども、リフォームとなると部分的な足場は非常に問題がありそうかなと思います。先ほど説明があった屋根の吹きかえで、我々は多分足場はつくっていない。いなくて普通だと思っているのです。その辺も今回、多分問題になるのではないかという気がします。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

解体とかりニューアル工事についても、恐らくどこかに記述がありましたけれども、これも一つの論点になるのではないかと思いますけれども、御意見ありがとうございます。

ついでに済みません。座長から1つ聞き忘れたのですが、作業床がある場所の問題について、例えば屋根は斜めですけれども、どれぐらいの斜めまで、法律上、作業床なのか。

○大幢委員 法律上ではなくて。

○縄田建設安全対策室長 法令上は、角度とか明示的な規定はありませんが、通達等で示しているかもしれません。

○大幢委員 足場先行工法のガイドラインなどでは、6寸勾配を超えると、作業床をつけましょうという形になっていると思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

恐らく、今お話を聞いていると、作業床があるところといっても、屋根というのは結構問題があるところなので、論点に出てこなければいけないとか。あと、平面であっても強度の問題があって、スレート、柔らかいものの踏み抜きというのはあるわけですから、面の定義みたいなものも必要なのではないとか、その辺の議論ももしかしたら含まれるのかなという気がいたしました。今、より安全なほうで定義があるということでしたので、1つ、表には数値が挙がっているということは理解いたしました。

どうぞ、ほかにいかがでしょうか。

岸田委員。

○岸田委員 先生に質問ですけれども、例えばヨーロッパ、諸外国、全世界をお回りになっている。日本では年間300人ですか。参考までに、例えばドイツとか、ああいうしっかりしたところはどのぐらいの数値になっているのですか。

○蟹澤座長 これは、事務局のほうが多分詳しく。

○縄田建設安全対策室長 今、手元にそういった統計データを持っていないので、具体的な説明は難しいのですけれども、大ざっぱに言うと、日本は建設業全体で考えるとアメリカと同じぐらいかなと思っています。イギリスは非常に災害が少ないということで有名とか、飛び抜けて少ないですね。それに次ぐのがドイツぐらい。その後に日本とアメリカ。

○岸田委員 数字的にどのぐらい。

○縄田建設安全対策室長 済みません、数字を持ち合わせていないのであれですけどもね。ただ、各国、統計のとり方が違うので、なかなか厳密に比べられないですけども、先進国の中では日本はアメリカとほぼ同水準で、イギリスが一つ抜けているイメージです。

○蟹澤座長 参考までに申し上げますと、イギリスは今、CSCSというキャリアアップみたいなカードシステムがあって、これはヘルス・アンド・セーフティ・テストというものを受けないともらえないので、恐らく建設業に入って現場に入場できるカードというか、IDをもらう時点で、日本よりは教育がなされているというところが大きいのではないかなと思っています。

○岸田委員 ありがとうございます。

○蟹澤座長 小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 初めに、私、足場の工事業を自分で営んでいまして、20年以上、建設現場で足場工事のほうをやらせていただいています。皆さんと違って、私、学もない者で、お聞き苦しい点があると思いますが、職人代表として来ているつもりでありますので、どうかお許してください。

まず、「より安全な措置」のより一層の普及。この点につきまして、普及について今さらまだ話し合う必要があるのかなというのが、まず私の意見で、これは平成21年に決まって、およそ10年たとうとしているのに、今さら普及について、まだ話し合う必要があるのかなというのが私の率直な意見です。逆に言ったら、これの義務化をなぜ拒む必要があるのかなというのが私の一番思っている気持ちではあります。

それがなぜかという、私も今から数年前に自分の協力業者の下請の子が足場から墜落して死亡する事故がありました。それ以外にも、今まで二十数年間で、同じ建設現場、同じ仮囲いの中で落ちて、地面にたたきつけられて死んでいる仲間もたくさん見てきていますので、ハードで防げる事故があるのであれば、ハードで防いでほしい。それを義務化していただいて罰則つきにしていただければ、その足場で組むことしかできなければ、これ以上、自分の仲間が死ぬ必要がないのかなとも思っております。

基本法第1条の中にも官民格差の解消という文言があると思うのですが、公共工事、国直轄、国交省さんの現場などでは、手すり先行の据え置き型が大分普及している中で、民間工事、予算がないといった理由で人をどんどん殺していくのは、何とかおやめいただけないかなというのが私の意見ですので、普及の促進をどう考えるかより、なぜ義務化できないのかをぜひこの場で御検討、御討論いただければなと思っています。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

まず、事務局からお答えを。

○縄田建設安全対策室長 御意見ありがとうございます。

我々、別に「より安全な措置」の義務化の検討をしないということではありませんので、義務化が必要であれば、そういう方向で御検討していただければと思います。ここで「一

層の普及の促進」という言葉を使ったのは、基本計画の中で「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずるという書き方をされているので、我々はその基本計画に沿った形で整理しました。いずれにしても義務化について検討することを排除するものではございませんので、委員の皆様の間で自由に御検討いただければと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

きょうは論点の整理ですけれども、御参加の皆さんで「より安全な措置」ということ自体に反対される方はいらっしゃらないと思うのですけれども、業界の調整といたしましては、そうは言っても、今ある製品をどうするかとか、そもそも今ある法律を守っていない状況でどうやって普及させていくとか、時間感覚ということもあると思いますので、例えば義務化であれば、どれぐらいの時間感覚なのかなということも含めて、具体的な議論としてはそういうことになると思いますので、これは皆さんのいろいろな業界代表としての御意見を伺いたいと思います。引き続き、御意見をよろしくお願いします。

どうぞ、武石委員。

○武石委員 足場の定義ですが、一般的に一側足場というと支柱が1本、二側足場というと、前踏み、後踏み、2本ですが、私の認識ですと、1つ置きに二側になっているという例もたくさんあると聞いております。今後、どういった措置が求められるかにもよるのですけれども、一側足場というジャンルで何か措置を決めるのであれば、その定義みたいなものも必要になってくるのではないかなという気がします。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

一側足場が一つの問題として抽出されていますけれども、これは法律の中に明確な位置づけがないということで、それもこの中でどういうプライオリティーで議論するかということについては、ぜひ整理させていただきたいポイントになっていると思います。

いかがでしょうか。では、小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 今の一側足場の1本置きに2本になっているというのは、僕が先ほど申し上げたものと全く同じで、300mm以上の踏み板、一側足場と呼ばれる、くさび式の足場に多いのですけれども、大体400mmの踏み板をつけるのです。400mmの踏み板をつけるということは、600mmのブラケットをつけているので、その時点で本足場にできるのだけれども、予算と運搬コストがかかるだけで、あえて一側足場に変えているだけなのです。だから、一側足場じゃなくて本足場でいいのを、あえて一側足場で適用すれば安衛法も逃れられるでしょうという認識なので、あえて本足場にできるものを一側に変えているだけなのです。この規制は必要かなと思っております。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

コスト面の問題で安全が軽視されているということについては、国交省のほうでも経費に関する検討会があるわけですが、その辺との関係、何か調整していくというのはあるのですか。国交省もいらっしゃっていますが。

○縄田建設安全対策室長 お互い連携しながら、2つの委員会を転がしていこうというこ

とでやっていますので、この中でコストのことがもし問題になっている、あるいはこういうコストの問題を解決しないといけないということがあれば、それはそれで国交省のほうにもつなげていきたいと思っております。国交省の委員会にも蟹澤先生が参画される予定されていると聞いておりますので、連携しながらやっていけないかと考えてございます。

○蟹澤座長 当然のことながら、これは大事な問題で、費用面とか、公共発注者としての仕様とか、その辺との兼ね合いが大事になると思いますので、よろしく願います。

いかがでしょうか。どうぞ、南雲委員。

○南雲委員 南雲でございます。

小岸委員がおっしゃったとおり、建設業界で働く私たちの仲間が1人でも死んでいくというのは非常に悲しいことですし、その亡くなられた方が家に帰れないと、その家族の方が非常に悲しい思いをするのではないかと考えています。私ども、仮設機材をつくるメーカーとしては、こういう法改正とか新たな動きに対して、即座に動きたいと思っていますところでは。

今回、武石委員、仮設工業会さんがこの会に参加されているということは、新たな認定基準とか新たな基準をつくっていくことによって、それをメーカーに知らしめて、そのメーカーがつくったものに対して安全が確保されていくというのが相まっていかなければいけないことではないかと思っておりますので、この会にどんどん御意見を言っていきたいと思っております。よろしく願います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ、宗像委員。

○宗像委員 一側についても、原則として本足場と同程度の措置を求める必要があるのではないかと論点の素案の中に示されてございます。この点については、相当深く議論されて、今、一側を除くというところで折り合いをつけた過去があるのかなと思っています。そこに立ち戻ってということになりますと、住宅、ハウスメーカーが集まっている団体から来ていますので、もう一度、一側をどう位置づけるのかということ。一側は何なのかということ。果たして、一側にそこまでの追加措置的な同等の要素を求めて、すんなりおっつくのかなということは、きちんと整理しながら考えていかなければいけないのかなと思っています。

御意見の中に、1本飛ばしが二側逃れだという見方も当然あるのだと思いますがけれども、住宅は真っ平らなようで、意外とでっこみひっこみがいっぱいありますので、1本飛ばさなければどうにもならないときもあります。それがあえて法律を逃れるためにやっているのではなくて、施工性をよくするというか、よりよくするためにそうせざるを得ないという側面もあると思っていただいて、1本飛ばしが全て法律逃れのためのものではないと思っていただけたらいいなと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

私、座長も先ほどから思っているのですけれども、今回、いろいろな資料が、我々の言う町場の丁場、新丁場みたいな区別がなく整理されているのですけれども、10m以下というのは3階建て以下。住宅、町場系の、構造が木造じゃない場合も住宅系にはあるわけですし、3階建てぐらいの鉄骨造とかも多くて、今の議論をするときには、きょう、多く参加されています野丁場系、比較的大規模な建物を建てる場合の話と住宅規模のもののお話と、ある程度念頭に置かないとなかなか整理がつかないのかなという気がいたしましたので、これについてもぜひ皆さんの御意見をいただいて、必要があれば論点をどう整理するかというときに入れていきたいと思えます。

こんなことも含めて、皆さん、いかがでしょうか。その他の御意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

○杉森委員 仮設組合の杉森でございますが、今、いろいろお話をお聞きしている中で、今回、論点を挙げていただいている中で、足場というのは1つ大きなテーマになってくると思えます。その中の、例えば木建をどうするのかとか、一側足場をどうするのか。これは、個別に対応するというのが将来的にはあってもいいのかもしれないのですけれども、まずは、今ここでうたわわれている、より安全な措置。こういったものは、足場そのものをどうするべきなのか、安全対策として、これまできちんと取り組んで、先輩方がずっと議論されてつくられてきて、ようやくここまで来て、国土交通省さんも手すり先行工法を平成15年から義務化されました。

あのときの委員会、私も出ていて、平成13年、14年のころからの活動を見ていまして、厚生労働省さんも手すり先行工法を義務化したいのだけれども、市場にどれだけ普及しているのかという中でやっていかなければだめだ。一方、国土交通省さんのほうで、公共工事から率先して手すり先行工法、命にかかわる問題。お金の問題じゃないのだということ、国土交通省がやることによって地方自治体でやったり、URさんとかNEXCOさんとか、あぁいったところに対しても、きちんとそういう働きかけをしていくことによって、末端の市町村までどんどん広がることによって、そういう技術の普及が図られて安全対策が充実できるのではないかという話から、もうちょうど15年たった。

先ほどの調査の中でも、三十数%から四十数%にどんどん伸びてきて、ようやくそのタイミング、ちょうどそういう法制化ということをしきんとみんなで議論していくタイミングに来たのではないかというのを非常に感じます。そういう話の中で、要は墜落災害を防止する中の一つとして、足場に対する安全、今までやってきた取組というものは、それをきちんとベースとして、法制化するものについては法制化していく。

その上で、先ほど出ました木建の話であったり、本足場が組めないような、例えば一側足場でないと対応できないようなところについては、どういう特例を設けるか。救済措置といえますか、そういったものを設けるといったことも含めて議論していかないと、多分、個別の話をして、この時間の中では難しいのかなと思えます。

私としては、先ほど小岸さんも言われましたけれども、まずは人の命にかかわることで、

これまでもさんざんいろいろ御議論されて、ようやくここまで来たという中で、次にやることは、皆さん、答えはもうわかっていると思います。あとは、その上での必要な措置をどうするのか。恐らくそういうことがきちんとなされないと、屋根をどうするのかというこの議論にも全部つながっていくと思います。

屋根に関しては、私どもの組合でも屋根のJISをつくったり、いろいろやっています。国土交通省さんにも入っていただいて、経済産業省さんにも入っていただいて、2省共管できるときは、経済産業省さんから、こういう2つのものが1つになるのはなかなかない。日本でも1番目か2番目のまれなものだけれども、ソフト面とハード面が一体化して動いていかないとだめだということで、このJISができたのもあります。それはそれで、またぜひ参考にしていただいて提出させていただきたいと思います。

とりあえずは、まず足場を中心としたハード、ソフトといったものも今まで取り組んできた「より安全な措置」のきちんとした制度化、みんなが徹底していくと、これだけの効果が出てきているので、そういうふうに向いていけばなと思います。その過程で木建も出てくるでしょうし、低層も。NEXCOさんとかへ行くと、こういう場で言うのもあれですけども、トイレとか、ああいう低層もあるのです。料金所とかも含まれるので、単に木建ということではなくて、狭隘な場所はどうかというの、また議論として考えてもいいのではないかと思います。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

当然、ハードの面での手すり先行というのも議論に出ておりますので、今、いろいろな論点がある中でどういう重みづけをしていくかということの中で整理が必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

ついでに、先ほど岸田さんのお話で、海外のお話しをしました。イギリスのことだけ言いましたが、例えばアメリカのユニオンもドイツのマイスターみたいなものも、見習い制度みたいなものがあるって、最初に安全教育を徹底的にされている。その辺が日本と非常に違って、まず入って、見て覚えるのと違う世界があるのではないかと。それは、ソフトの面で、座長としても何とかしなければいけない問題だなと考えているところでございます。

では、本山委員。

○本山委員 きょうは、フリートッキングという形でよろしいですね。「より安全な措置」とかございますけれども、これを普及することについて異論のある人は誰もいないと思うので、それはまた議論していただければと思います。

先ほど込田委員がおっしゃった、手すりをせっかくつけたのに外してしまって、後の人に来て落ちるということは、災害事例を見てみましても、手すりがないとか、中さんがないというのが主原因になっていることからわかります。せっかくつけた手すりをそのままつけておけばいいのに、作業の途中で外してしまって、そのままにしてしまう。次の人が手すりのないところに来てしまって落ちてしまう。こういう負の連鎖を断ち切らなけれ

ばいけないのではないかと思います。

先ほど杉森委員もおっしゃいましたけれども、15年、20年に検討して、特に20年の検討のときに作業開始前の点検というのを決めたわけですね。それは、手すりは非常に重要であると全員認識して、足場に乗る人は手すりがあるかどうかを必ず確認しよう。これは、誰も異議なく全会一致で決まったものです。これを徹底すれば、墜落災害防止という観点からすれば、かなり墜落を防げるのではないかと思います。そういった意味で、既存の法規制があるわけですから、これをどうやって徹底していくかというのも議論していただければと思います。

○蟹澤座長 では、宗像委員、先でいいですか。

○宗像委員 今、お話のありました、せっかくなつた手すりを外してしまう、安全な措置をとってしまうというのは、それを使う、そこで作業する作業者が自分の作業がやりにくいからということが含まれていると思います。であれば、規制をきつい方向に持っていくということが、作業性との兼ね合いの中で不都合を生じる。そんな面もあるだろうと思って、今のお話を伺いました。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

○本山委員 宗像委員、そのとおりだと思うのですが、作業の必要性で手すりを外さなければいけない状況があると思います。大工さんが足場の上に乗って、躯体側の型枠を入れる。そのときに外す。外すときに、その人は安全帯をつけてきちんと作業するのですけれども、その後、その手すりを復元せずにそのままにしたときに、次に鉄筋屋さんが来た。そのときに手すりがない状態が生まれるわけですね。だから、後に来た人は手すりがあるかどうかを必ず確認するということについて、元請だけじゃなくて、下請も含めて一般化することが大事かなと思います。

我々建災防事業としましても、8月1日から9月10日まで墜落災害撲滅キャンペーンをやろうと思うのですけれども、特に作業開始前の点検、これは元請も下請も含んで、足場で作業する人全てが手すりの必要性を理解して、必ず確認する。手すりがないと足場の上に乗らないというキャンペーンをやりたいと考えているところです。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

事務局もよろしいですか。はい。

御意見いかがでしょうか。小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 たびたび済みません。

今の木造の規制を余りかけると、という部分でもあるのですけれども、そうしたら昔の足場に話が戻って、昔の手すり1本しかない状態が一番やりやすかったからという事故が多い状況に戻らと思うので、規制は規制でしっかりかけて、内手すり等も含めて、かけて復旧する。当たり前のことを当たり前にやれば済む話ですから、その規制をかけ過ぎると、作業するほうはがんじがらめになってしまって人が落ちる。厚生労働省さんがつくってくれたすばらしいデータも、半分以上は10m以下からじゃないですか。その部分でこれ

だけの人が死んでいるのに。

僕も20年前、自分で会社をつくったときに、もともと木造の新築の足場をずっとやっていたものですから、勝手は全てわかっているつもりです。何年間もずっとやっていたので。内柱が立てられないところ、立てられるところ、その勝手も自分が足場をやっていたからわかります。立てられないところはほぼないですね。出窓等、立てられないところがあるというのもわかるのですけれども、基本的な措置ができるというのは、自分自身で足場を組んでいたからわかることでもあります。

だから、木建が低層だから、木造の工務店さんに伝えるのはなかなか厳しいから除外というのは、木造をやっている仲間は死んでいいのか。この10年近くで1,000人以上死んでいるのに、そこだけは木造をやっているから、お金が安いから、それだけの理由でここの規制をかけないというのは違うのではないかなと思いました。

○蟹澤座長 どうぞ。

○宗像委員 まだ落ち着いて論点の整理に行けないと思っていますけれども、自分たちが思っているのは、不完全な足場ではなくて、一側として完成された足場だという認識を持っています。だから、一側が悪いとか、二側がいいという話で、ここの場の議論が進むのは、自分たちとしては余り歓迎しないかなと思っています。一側であるべきものとして存在している足場に対して、それが不完全だから、不安全だから二側にしなければいけないという方向で見るのは、余りいいことではないかなと思っています。

○蟹澤座長 どうぞ。

○杉森委員 今、小岸さんとかのお話をお聞きして、宗像さんのお話、住団連さんとか、いろいろなところでもお話しさせていただいて、込田さんの工務店さんのお話も聞いていてあれですけれども、小岸さんが言いたかったのは、組めないからとか、言い逃れするために一側にするのではなくて、単純にコストとかのためにやられているということだと思うのです。本来は、ちゃんとした足場が安全ということから組めるにもかかわらず組まない人がいる。

これは、先ほども言いましたけれども、そもそも本足場にする。その足場をどういうふうにするかということ、法令改正も含めてきちんと見据えた上で、一側足場でどういうときにはそれでなければだめなのかという議論をしないと、設置要綱も何もない中で、そもそも一側足場ならいい。昔の議論の中で狭隘というのは何なのかという話があって、うちの理事長からも、例えば90cmとか、何cmというスペースがとれないときには一側でもいいのではないかという話をさせていただいたと思います。そういうことを議論、次のステップとしてやって、大前提として、そもそも足場はどのようなものでやるのか。

先ほど「より安全な措置」も含めたものをどうするのかということ踏まえて、それができない場合のケース。例えば、木建さんの場合とかということをきちんと議論していかないと、宗像さんのところも小岸さんのところも、こうじゃないか、ああじゃないかという話では多分ないのかなというのは本当に思います。ここで言うべきことではないのかも

しれないですけれども、私も友達とか自分たちの家を建てるときに、道路に面していても道路占用がとれないから、すごい狭小のお宅の場所でもないにもかかわらず、足場を組めないところで、うちも角だったので道路のあれが幅の問題とかでとれなかった。

ただ、気をつけてくれよということで、職人さんとかにお願いしてやって、そういうのもわかるので、例えばそういうケースというのは、いろいろなレアケースも含めてあると思うのですけれども、それは先に、まずどうあるべきかというのをきちんと決めた上で議論していかないと、それこそ並行線になってしまうのではないかと思います。

ただ、実態として、最近、ハウスメーカーさんとかから、うちの組合でも御相談を受けるのです。安全点検をやってくれという御相談を受けたときに、当然、足場を十分組めるところ。それと、先ほど込田さんが言われたように、3面はちゃんと組めるのだけれども、どうしても1面だけは単管だとかでブラケット足場にしなければだめだというのは、それは一般のマンションなどでもよくあるのです。JKK東京などの点検に行ってもそういうことがあるのですけれども、そういったときに組めるのに、全部そのままやっておられる。どういう相談かという、労基署が来られてハウスメーカーさんが指摘を受けました。だめだと。何がだめなのでしょうかとという問い合わせ。

これは、大手のハウスメーカーさんで、こうですよと説明するのですけれども、そういうものがあるところで、一側足場で許される定義は何ですかと、よく聞かれるのです。本来は、まず、先ほど言いましたように、本足場がベースだよ。本足場の場合は、手すり先行はこれで、それによらない場所についてはこうだよということでやっていけば、恐らく発注者にも説明がつくと思うのです。ここは、こういう状況で、なぜこういう足場をかけなければだめなので、こういう費用がかかりますよ。でも、ここはこういう状況で、法規上はこういうふうに認められているので、こういう足場がかかりますよというのは、発注者の方にもきちんと説明できると思います。

新築戸建てを買う人はわからないですから。とにかくどんと言われた金額で、改修工事の場合にきちんと言えるのではないかと思います。そういう論点でいかないと、ちょっともめるかなと思います。

ちなみに、もう一点だけ。長くなって申しわけない。一側足場は、先にお聞きすればよかったですけれども、ブラケット一側足場と、いわゆる単管抱き足場みたいなものがあるじゃないですか。事故のところでも。いわゆる単管抱き足場はだめだよというところでの一側足場という。地方へ行くと考え方がいろいろ出てくるので、そこだけ整理しておかないと、一側足場に対する定義がみんなばらばらかだと思います。

以上でございます。

○蟹澤座長 事務局、即答できなかつたら後ほどでもいいです。

○縄田建設安全対策室長 いわゆる抱き足場も、現行法令上、禁止ということにはなっていないです。ただ、我々としては、できるだけ本足場に近づけて、本足場でやっていただくような方策をこの検討会で詰めていければと思っていまして、そういう意味で、抱き足

場はブラケット足場に、ブラケット足場は本足場にということはどうやったら進めていくことができるかということをお議論いただければと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

恐らく、法律改正というのがすごく大変だということは皆さん御存じで、法律には単管も丸太も書いてあるわけですから、その上でのより安全なところを、このスペックをどう書いていくのかということ。それから、スペックに書いてあるものの運用上の措置に関するものとか。何度も申し上げますけれども、本来あるべきスペックに行くまでの時間感覚的なものとか。例外措置というのほどまで挙げられるかわかりませんが、そういったことをきちんと論点整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

済みません、最川さん、全建のお立場ですね。個人でもどちらでもいいですが。

○最川委員 まず、先ほど杉森委員も言われたとおり、安全帯の件で今、私も委員をやらせていただいている、その定義づけを業界の中でも話している、こういう場合はどうかというのが結構整理されていないのが現状です。今、一側足場の中でも、単管足場はいいとか、ブラケットはいいというのを、絵といいますか、図面で、こういう場合はいい。この場合は安全帯を使えば作業できると1回整理しないと、この言い合いというか。全部が全部、本足場を組めて、両側手すりがあって、幅木がつけられてというのができればもちろんいいのでしょけれどもね。

例えばフードが出ていて、そこを外して吹きつけしないと作業ができないとか、そういうものが必ず出てきますので、そういう場合の安全帯を使う措置とか。そこに踏み込まないと、物だけでは絶対防げないと思って、結果にも出ていると思いますけれども、件数の中では、262件、2年間の中で、本足場を全部組んで、手すりつきものができたら、これが防げるかといったら、より安全な足場を求めるのは当然なのですが、それは多分、全員一致の話で、それをすぐ法改正というのは、多分実際にやる方が困ってしまうのではないかと思いますので、その定義づけをまずすべきだということと。

よりいい足場を普及させるにしても、現状、出回っている数量。特に、足場材を抱えてやられている業者さんがいますので、それがよりいい足場を持っていない人が、例えば法規制の次の日から仕事ができない。それを全部リースに変えてとか買いかえてというのが発生してしまうと思いますので、それはきょう急にということとはできない。まずは、出回っているシェアといいますか、よりよい足場も何種類かありますね。片側しかないものもあるし、両側もありますし、どのぐらいの数字というのは調べていただきたいというのが要望です。

私、13次防のお話の中でも検討委員をやらせていただいていたので、今回、28年から323人死亡ということでふえてしまって、これを13次防の5年間で15%減らすということは、48人減らさなければいけないわけですが、48名減らすには、資料3の1ページの大きいところの対策というのをこの検討会の中でぜひしていただいて、その中で先ほども出

ましたけれども、安全帯を使えば防げたというのは私、結構あると思うので、その議論をこの中ではやっていただきたい。特に、フルハーネスになっただけで、フルハーネスを全員したら死亡事故が減るかといったら、そうじゃなくて、使い方。

特に今回、高さに応じた墜落阻止用器具ということになって、低い場所では有効に使えないところもありますので、その辺も、こういう場合はフルハーネス、こういう場合は胴ベルトでもいいというのは、今、いいところがあると思いますので、そこは議論に加えていただきたいというのが要望です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

フルハーネスに関しても、厳然と決まりもあるわけですから、恐らく墜落・落下防止阻止という中では、当然、念頭に置いた議論になると思います。今、お聞きしていて、短い期間できちんと何かの成果を出すためには、それほど皆さんに違いはない。「より安全な措置」という中で、本足場だろうが、一側足場だろうが、まず理想的なものをきちんと考えておいて、それがあつた上で、運用上、どうしますかという問題と、周知期間をどうしますかという問題と、多分そういうふうにブレークダウンしていかないと、最初からいろいろな事情を汲んだスペックをつくるというのは非常に難しいものですから、10年後か、どこを目指すのかわかりませんが、皆さんが納得するような、より安全の理想形をつくっておく。

その中で、一側足場の位置づけについてもしっかりと議論しておいて、その上で、皆さんのお立場から、そうは言っても、現実を考えると周知期間が5年必要だということもあると思いますし、10年必要だということもあると思いますし、それは周知期間だけじゃなくて、今、持っているものとか、いろいろあると思います。ですから、ハードはそういうこと。

あと、ソフトも非常に大事なことです。それは教育のこともありますし、安全帯との併用のこともありますし、その辺のところをうまく整理しておく必要があるのではないかなと思いました。

あと15分程度ですけれども、どうぞ。

○関根委員 先ほどからちょっと出ているのですけれども、木造建築に墜落・転落が多いという話ですけれども、弊社はRCとかS造とかPC造が多いのですけれども、そこでも墜落・転落災害というのはもちろんゼロではないので、木造と区切ってやるというよりは、全体でどうしたらこういう災害が減るのかということを考えなければいけない中で、より安全な装置ということで、今、下さんもついて、ブレスもついて、いい足場も出て、かなり安全な、いいところまで来ているのかなというところは、現場を見ていると感ずるのですけれどもね。

先ほど先生もおっしゃったように、ソフト面の教育面が、今の労務不足を反映してか、新規で入るとすぐに翌日から現場とか、そういう作業員も多い中で、その子たちが何年か年数を重ねた上で、そういう災害に遭ってしまうことが多々あると思います。先ほどありました、その辺の周知期間というものを、海外の安全教育を徹底してやるということも含め

ながら話を進めていけばいいのかなと思います。

あと、先ほどちょっとハーネスの問題が出たのですけれども、とびさんに関しては、100%、ハーネスを着用しているのですけれども、弊社、岸田社長のところもそうですけれども、土工さんもいる中で、特に土工事をやるときにハーネスとかをしていると、これから暑くなってきた時期、結構厳しいなというのがあって、使いなれていないのもあって、逆にどこかに引っかかって事故とかを起こさなければいいなという懸念があるのは、現場を見ているとそう思います。

済みません、以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

フルハーネスの問題も、今回の規則とかをご覧いただくとよくわかるのですけれども、逆に今度は、足場のあるところ、ないところというめりはりをちゃんとつけようという考え方も入っておりますので。それも含めて、今回は特に作業床のないところに仮の足場をつくる。それがどれだけ安全であるべきかという話だと思いますので、この辺はうまく論点の整理ができたかなと思います。

込田委員、どうぞ。

○込田委員 皆さんが言っていることはよくわかっているのですけれども、父ちゃんが現場でずっと仕事をしている人たち、1人でやっている人たちというのは、こういう制度があって、どこかで講習会をやってもなかなか受講できないですね。そこで周知できないというのが問題。我々の中には、そういう問題が非常に多くあって、この問題に限らず、いろいろな問題を周知しようといっても、説明会をやるよといっても、その人たちがなかなか出てこないというのに非常に問題があるなと思っているのです。安全帯にしても、どうやったら1人でやっているような人たちに周知できるかという検討もちょっとしていただくと、その辺が大事になるのではないかなと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

恐らくこの場で検討することは、周知というか講習会とか教育もこうあるべきだというのがきちんとつくる。その上で、そういう方々に出ていただくためには補助金の制度をつくらうとか、その先の話として厚労省に御検討いただくことになると思いますので、委員会としては、そういうお願いを厚労省にするという形になるのではないかと思います。その前に、今は聞いてくれない一人親方さんたちに対しても、こういう講習とかがあるといいねという形は、この中ではつくりたいし。

あと、今、いろいろ検討が進んでいる制度の中では、建設キャリアアップシステムみたいなものができる、そういうチャンスもかなり膨らむよとか、国交省の問題でもありますけれども、そういったことを念頭に、5年先、10年先の職人の担い手が喜んで入ってくれるような業界にするための、働き方改革の大事な一つの手段として安全確保というものがあるのだという議論ができればなと思っています。

時間がもう少しですが、日建連のお立場でも、本多さんのお立場でもいいですが、よろ

しくお願いします。

○本多委員 先ほど厚労省から御説明いただいた資料の中にも、死亡災害10件とありましたけれども、安全帯の使用がなかったのが10件、作業床の幅は40cm未満であるとか、安全帯の手すり設備なしが3件など、全てが法令違反であったのかなと感じます。

そういう中で、まず1つは、安全帯の未使用というのが非常に大きな課題と想着ていまして、この場でそれが議論の対象なのかなと思つて発言を控えておつたのですけれども、先ほどから皆さん、そういうお話をいただいていますので、ぜひこの場で安全帯の使用をより促進するということでの検討もやっていただければいいなというのが1つです。

それから、ほとんどが先ほど申し上げたとおり現行法令の違反でありますので、どちらが順番ということではないですけれども、現行法令の遵守徹底というところもしっかり議論する必要がありますし、その上でより安全な対策というところを現実のところでの検討していくという考え方が必要なのではないかと思います。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○大幢委員 今、私が感じていることは、墜落を防止するための原則というものがない感じがするのです。そこで、安衛則の518条、519条に、作業床をつけて手すりとか覆いをする。できない場合は安全帯をするという原則があるので、一側足場だったらこれをやらなければいけないとか、最低限の墜落防止として、どの場所においても原則としてそれが守られるようにする仕組みが必要じゃないかと思つます。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

でも、この会議の趣旨は、より安全ということに力点が置かれているので、今あるものをどうやって守っていただくかということについては、この場でのソフトウェア的な検討というものが、本多さんもおっしゃいましたけれども、この場での議論の重要な対象だと思つます。その上で、この会としての理想的なハードの使用ということも決めていくということ。

それから、目標的なものも大事だと思つますけれども、先ほど事務局の御説明資料の中になつたのですけれども、私、問題だと思つているのは、件数は大分減つてきているし、でっこみひっこみもありますけれども、全産業の中での死亡災害の建設業の比率が3割をどうしても割らない。1回か2回は割つているのですけれども、例えばその辺の根本的な問題があるので、そんなことを考えながら、ぜひ議論していただきたいなと思つているところです。

お時間が迫つていまして、あと一つ二つという感じですがけれども、まず小岸委員、どうぞ。

○小岸委員 済みません、ありがとうございます。

先ほど最川委員からあつたのですけれども、僕も材工業者として足場の材料を持っている中で、全国100社ぐらいのとびの仲間がいますので、そういった仲間と定期的に話をして

いる中で、みんな結構前向きにハードで防げるものだったら変えていきたいと。あとは企業努力なのかなと、僕も自分で足場の材料を持っている会社なので、今、リース屋さんでもたくさんいい材料が出ていますので、リースでも対応できると思うのが1点と。

最後に1点。足場の安全点検のことが今回、大して書かれていないですけれども、先ほども手すりを外されたどうのこうのという話がありますけれども、有識者による安全点検というのは本当に重要だと思うのです。日本の建設現場、大きい会社さんばかりじゃないですから、もちろん小さい工務店さんの工事もたくさんある中で、有識者による点検がなされているか。大きい会社さんは自分の会社に安全管理部とか点検する方がいらっしゃると思うのですが、小さい会社さんは本当に点検ができるのか、十分な知識と経験がある人が点検できるのかというのが、私はすごく心配に思っている部分でもありますので、次回からのこの検討の中で安全点検というのを入れていただきたい。

また、私、3年ほど前にシンガポールに行ったときにシンガポールの建設現場に行ってきました。そのときにすごく画期的なシステム、安全点検をしたらタッチパネルに入力する。それを入力しないと2,000シンガポールドルの罰金があるとか。きのうの夜にシンガポールの友人から、足場に関するシンガポールの安衛法の書式を一式いただきました。きょう、お持ちしたかったのですが、翻訳が間に合わなかったもので、その中にも安全点検と点検の罰金のことも書いてありますので、ぜひ次回のこの会議の中でその資料を提出させていただければと思いますので、その点もよろしく願いいたします。

○蟹澤座長 今後、事務局と御相談いただいて、有用な資料を出していただければと思います。シンガポールは、そもそもセーフティーパーソン、SPと言ったと思いますけれども、第三者的な常駐が義務づけられているとか、その辺の日本との違いがそもそもある。これは点検の問題ですので、当然、この議論の中の重要な1つですから、その点も含めて情報提供いただければと思います。

杉森委員、どうぞ。

○杉森委員 もう時間があれなので、簡潔に。

先ほど最川委員からもお話がありました手すり先行とか、そういった「より安全な措置」の足場ですけれども、これについては、先ほど南雲委員からもお話がありましたように、みんな体制はできています。あとは、いつから具体的に何をするのかということが決まれば、各社、それなりにちゃんと対応できる、遠藤さん、日建さんのところも全部そういう体制を組める準備があると思いますので、日にちが見えて、いつからどのぐらいやるのかということがあれば、その他の方々も供給にしても準備はできていると思います。

いい例がハーネス型の安全帯で、これだけ義務化するぞ、義務化するぞという話になっていたら、メーカーさんも多分、頑張っておられると思います。だって、これは建設業だけじゃないですから、設備屋さんから何から全部でしょう。だから、そうやって業界は、仮設屋も足場屋も全部そうですけれども、いつまでにどうしなければならぬ。それがどうなるかとなれば、その体制はちゃんと組めると思いますので、その点は問題ない

というのが1つと。

そうすると、既存の足場が使えないのではないかという話。これも昔から言われているのです。国交省さんが15年前に手すり先行をやるときからそうなのですけれども、昔から足場に先行手すりをつけたりというものです。でないと、とてもじゃないですけれども、1から全部つくったものを入れるとなると、国交省さんなどが地方自治体とかいろいろなところに対応できませんので、その辺の御心配はないというのが2点目。

それと、安全点検。これは小岸さんともかぶるのですけれども、先ほど本山さんからもお話が出た日々の点検。でも、その日々の点検をきちんとやるベースというのは、組み立てた後の足場がきちんとされているという前提があつての日々の点検になってくると思いますので、その辺については、小岸さんが言われたように、十分な知識・経験を有する、今、要綱でも進められている中身を、誰がやっているのか、どういうところが見逃しがいいのかということを中心にきちんと制度に入れてやっていくということが必要だと思っております。

以上です。

○蟹澤座長 ありがとうございます。

ぼちぼち時間です。きょうはたっぷりいろいろな議論ができたと思います。団体のお立場で来られていたり、会社のお立場で来られていたり、いろいろなお立場があると思いますが、次回までの間に、事務局がお伺いしたときに、それぞれのお立場で資料なり論点なりをしっかりと整備していただいたものを、できれば御提示いただけるとありがたいなと思います。

それから、それに際して座長からお願いですけれども、どっちの方向を向いて、この議論をしていくかというあたりについては、私は国交省の会議とかでも申し上げさせていただいているのですけれども、これまでは業界の内部で上だ下だとか、いろいろなお立場がある中で議論していたのですけれどもね。

これはぜひ、国の発注者などはかなり御理解が進んでいるので、民間発注者、あるいはその先にいる国民の皆さんに、ここまで業界としてしっかりと安全のことについて考え、新しい決まりをつくったのだから、それを理解して、見えなくなってしまうものですが、必要な経費は必要な経費だと出していただくとか、発注者サイドとしても、使う建物で人が亡くなったりしたら困るわけですから、それにしっかりと御理解いただけるようなものになる。

もう一つは、建設業は非常に危険で危ないみたいなイメージが非常に強いので、ここまで業界挙げて議論しているのだったら、この業界に入ってみようかという担い手がふえるための方策をきちんと検討しているということで、ぜひ前向きな御提案をいただければ非常にありがたいと思います。

それでは、ほぼ予定の時間になりましたので、事務局にお返しします。後はよろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 貴重な御意見、いろいろいただきまして、どうもありがとうございました。

次回、第2回の委員会につきましては、7月末か、遅くとも8月のお盆前に開催したいと思っております、日程調整はまたメール等でさせていただきたいと思っております。

それから、本日の議事録でございますけれども、これは後日、各委員にお送りしますので、御確認をお願いしたいと思います。その後、厚生労働省のホームページに掲載いたします。

最後、安全課長の井上から御挨拶申し上げたいと思っております。

○井上安全課長 本日は、長い時間御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

先ほどもちょっとございましたけれども、建設業につきましては、墜落災害をいかに防止するかが本当に重要なことだなどと考えております。本日いただいた御意見を踏まえまして、次回までに整理させていただきます。第2回では、さらに議論を深めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ御協力をよろしくをお願いしたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。